## 審査基準

A-e-5の2 令和5年4月1日作成

法 令 名: 道路交通法

根 拠 条 項: 第75条の16第1項

処分の概要: 特定自動運行計画の変更の許可

原権者(委任先): 愛知県公安委員会

法 令 の 定 め: 道路交通法第75条の16第2項において準用する第75条の13

(特定自動運行の許可基準等)

道路交通法施行規則第9条の23第1項(変更の許可の申請等)、 第9条の23第2項において準用する第9条の21第2項(特定自 動運行の許可の申請書の添付書類等)、第9条の23条第2項に

おいて準用する第9条の22(意見聴取)

審 査 基 準: 別紙のとおり

標準処理期間: 別紙のとおり

申 請 先: 当該特定自動運行の許可を申請した警察署の交通課(地域交通

課)

問い合わせ先: 愛知県警察本部交通規制課道路使用係

電話 (052) 951-1611 内線 5195

備 考: